

防火管理体制一覧図

防火管理者の選任義務がある建物は、**管理権原者**が防火管理者を**選任**し、対象の建物がある区の消防署長に届出しなければなりません。

管理権原者が単一の場合

管理権原者

建物の所有者、事業主、
建物の賃貸人など

自己の管理権原が及ぶ範囲
の防火管理上の**最高責任者**



管理権原者

選任

防火管理者
選任届出書
を消防署に
届出する必要があります

防火管理者※

防火管理上必要な業務を遂行
できる**管理・監督的**な地位に
ある方



防火管理者

管理権原が分かれていて管理権原者が複数の場合

防火管理者の選任義務がある建物で、管理権原が分かれ**複数の管理権原者**がいる、かつ、**以下の建物に該当する場合は、統括防火管理者**の選任義務が生じます。

- 高層建築物(高さ31mを超える建物)
- 避難困難施設(6項口)が入っている防火対象物のうち、地階を除く階数が3階以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの
- 特定用途の防火対象物のうち、地階を除く階数が3階以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの(6項口の防火対象物を含む防火対象物を除く)
- 非特定用途の複合防火対象物のうち、地階を除く階数が5階以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの
- 地下街のうち消防長又は消防署長が指定するもの
- 準地下街

管理権原者

建物の所有者、事業主、
建物の賃貸人など

自己の管理権原が及ぶ範囲
の防火管理上の**最高責任者**

全ての管理権原者が協議をして選任

(統括)防火
管理者選任
届出書を消
防署に届出
する必要があります

各管理権原者が選任

統括防火管理者※

防火管理上必要な業務を遂行
できる**管理・監督的**な地位に
あり、建物全体の防火管理業
務の推進責任者

防火管理者※

防火管理上必要な業務を遂行
できる**管理・監督的**な地位に
ある方



統括防火管理イメージ図



統括防火管理者は
各防火管理者に指
示を出すことがで
きる**代表者**の役割
を担っているよ

※該当する場合に選任・届出を行います